

建設工事に係る重複届出書の取扱いについて

米子市が発注する競争入札（通常型指名競争入札（公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札をいう。）に付するものを除く。）において、同一日に複数の建設工事の入札を行う場合に、落札結果により落札した建設工事に配置予定技術者を配置することができない場合について、次のように取り扱うものとする。

1 重複申込みの報告

重複申込者は、入札参加申込みと同時に、重複届出書（別記様式）により、その旨の報告を行うことができる。

2 報告対象入札

報告の対象となる入札は、同一日に執行する入札案件であって、一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札であること。

3 落札決定方法

重複申込者の取扱いは、次のとおりとする。

ア 入札結果により、届出の希望件数に達した場合、以後の案件は失格とする。

イ 落札決定の最も早い入札を有効とする。

4 適用日

令和7年8月1日から適用する。

重複届出書

米子市長
米子市上下水道局長

様
様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

同日開札の入札を重複して申込していますので、下記の取扱いを希望します。

- ①発注工種_____ について入札順序の早い案件から、_____件中_____件落札した後、自動失格を希望。
②発注工種_____ について入札順序の早い案件から、_____件中_____件落札した後、自動失格を希望。

【重複申込案件】

開札予定日	発注工種	案件番号	工事名
年 月 日			

※入札時間の早い案件から順に落札決定し、届出の希望件数に達した場合、以後の案件は自動失格とします。
※重複届出書を提出しないで落札した案件について、技術者が配置できない等の理由で契約を締結しない場合、指名停止等の措置を行うことがあります。